

**東京都海の森倶楽部会員  
募 集 要 領**

**東京都港湾局臨海開発部**

## I 公募の目的

東京都海の森倶楽部の設置に伴い、東京都海の森倶楽部会員（以下「会員」といいます。）の募集を行います。

## II 応募対象及び資格

### 1 応募対象

企業、NPO、学校、その他これらに類する法人（個人での応募は出来ません。）

### 2 応募資格

応募者は次の全ての項目を満たしている必要があります。

ア 海の森の普及啓発及び樹林地等管理に関する企画案を持ち、それらを実行する意欲を持つ者であり、かつ、別添に掲げる欠格条項に該当しない者

イ 法令等を遵守した経営と倫理により、公正で誠実な活動を行っている者

ウ 上記アに関する企画内容を確実に遂行できる十分な資力、信用等を有する者

## III 応募方法等

### 1 応募書類

以下の書類を提出してください。なお、②～⑥の事項について他に証明できる書類がある場合は、その書類に替えることができます。

	書類等	様式	提出部数
①	入会申込書 事業計画、その他	様式1	各1部
②	法人概要書	様式2	
③	定款、寄付行為又はこれに類するもの	任意様式	
④	登記事項証明書	各種証明書	
⑤	直近の納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税、法人住民税、法人事業税及びこれらに類するもの	各種証明書	
⑥	直近の会計年度末における貸借対照表及び損益計算書	様式任意	

### 2 応募方法及び受付期間

P. 2に記載の担当までメール、郵送又は持参にて御応募ください。

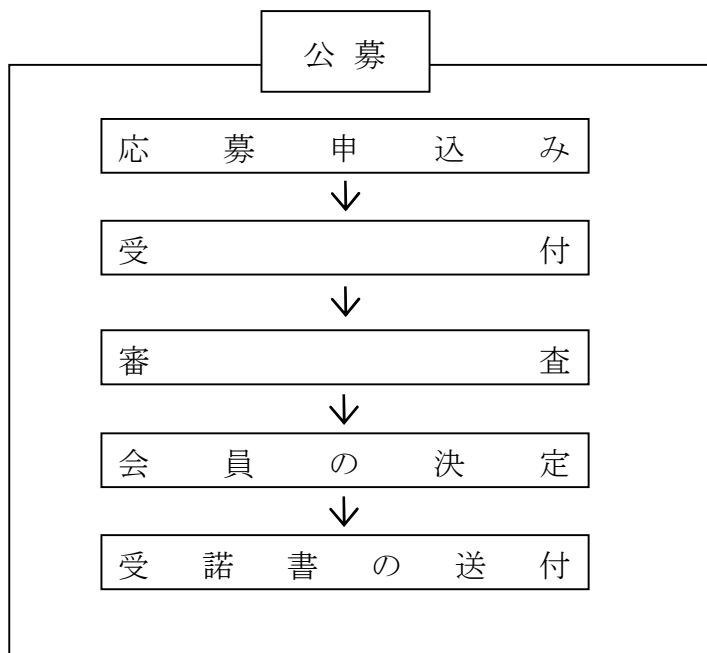
持参の場合は、受付時間内に御来庁ください。

《持参受付時間》

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。

9時30分から11時30分まで 13時30分から17時00分まで

### 3 応募から会員登録までの流れ



## IV その他

1 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

2 著作権について

応募者から提出された応募書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、都が必要と認める用途に用いる場合、応募者の応募書類の一部又は全部を、将来にわたって無償で使用できるものとします。

なお、応募者から提出された応募書類等は返却しません。

### 《お問合わせ及び書類提出先》

港湾局臨海開発部海上公園課協働推進担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎9階南側

電話：03（5320）5590

e-mail アドレス：S0000521@section.metro.tokyo.jp

海の森ホームページ：

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/kanko/uminomori/uminomorikurabunituite.html>

※上記アドレスより、様式集のダウンロードが可能です。

## 別紙

### 欠格条項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により東京都の一般競争入札に参加させることができないとされている者及び同条第2項の規定により東京都から一般競争入札に参加させないこととされた者
- ② 東京都から指名競争入札における指名停止措置を受けている者
- ③ 都税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- ④ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始しているもの
- ⑤ 東京都暴力団排除条例に関して、下記の各号のいずれかに該当するもの
  - 1号 暴力団等経営支配者  
法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。）、役員、執行役員、支店又は営業所等を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する者を含む。）及び役員として登記又は届出が出されていないが事実上経営に参画している者（以下「役員等」という。）が暴力団員であるもの又は暴力団等が実質的に経営を支配するもの
  - 2号 暴力団員雇用者  
暴力団員を雇用しているもの
  - 3号 暴力団等資金提供者  
役員等又は法人に雇用されている者（以下「使用人」という。）が、暴力団等であることを知りながら暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
  - 4号 暴力団等利用者  
役員等又は使用人が、自己、自社・自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等を利用するなどしていると認められるもの
  - 5号 暴力団等親交者  
役員等又は使用人が、暴力団等との間において、社会的に非難される密接な関係を有していると認められるもの
  - 6号 その他の暴力団等関係者  
役員等又は使用人が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるもの